

雇用保険の被保険者について

基本的な考え方

雇用される労働者は、通常・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者になります。

労働者の届出

新たに労働者を雇入れた場合は、その都度、事業所を管轄するハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。

被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者は、次の「被保険者とならない者」を除き、本人が希望するか否かにかかわらず被保険者となり、雇用保険料の申告納付が必要です。

| | 被保険者となる者 | 被保険者とならない者 |
|---------------|---|--|
| 法人の代表者、役員 | 代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払い等の面からみて労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。 | 株式会社、有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の代表社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者 |
| 各種団体の役員 | | 協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員 |
| 同居の親族 | 同居の親族であっても、他の労働者と同様に雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。 | 個人事業の事業主、及び法人であっても実質的には代表者の個人事業と認められる事業の代表者と同居している親族は原則として被保険者となりません。 |
| 季節的労働者 | 季節労働者であっても、当初から4ヶ月を超える雇用の契約をする場合は被保険者となります。 また、4ヶ月以内の期間を定めていた者がこの期間を超えて引き続き雇用されたときは、その超えた日から被保険者となります。 | 季節的な業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満である者 |
| 昼間学生 | 休学中またはその学校が一定の出席日数を課程修了の要件としないことが明らかな者(学校当局の証明があるとき)。 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し卒業後も引き続き勤務を予定する者は被保険者となります。 | 学校教育法第1条にいう学校の学生生徒で昼間学生 |
| 外務員(外交員)等 | 職務の内容、サービスの態様、賃金の算出方法などから総合的に判断し雇用関係が明確に認められ事業主の支配拘束を受けている者は被保険者となります。 | 事業主と委任関係にある各種の外務員 |
| 家事使用人 | 事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が、例外的に家事に使用されても被保険者となります。 | 原則として被保険者になりません。 |
| 国外事業所に雇用される者 | 国内からの出張・派遣・出向によって、国外で就労する者であっても、国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も被保険者となります。 | 海外で現地採用される者は、被保険者となりません。 |
| 複数の事業主に雇用される者 | 複数の事業主から同時に賃金を受けている場合は、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一つの事業主のもとでのみ被保険者となります。 | |
| 日雇労働者 | 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者。※別途印紙保険料の納付も必要です。 | 他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合は日雇労働被保険者にはなりません。 |
| 在日外国人 | 原則として被保険者となります。 | 外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受ける者等は除きます。 |

※平成29年1月1日より65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。

※被保険者について詳しいことは、お近くのハローワークへお問い合わせください。